

平成 19 年 6 月 28 日

各 位

会社名 太陽誘電株式会社
代表者名 代表取締役社長 神崎 芳郎
(コード番号 6976 東証第 1 部)
問合せ先 経営本部 執行役員 高橋 修
(TEL. 03-3832-0101)

取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社取締役会において、当社第 66 期定時株主総会の第 8 号議案の決議に基づき、平成 19 年 3 月期事業年度の取締役の職務に対する株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権について具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称：
太陽誘電株式会社第 1 回 2007 年 7 月発行新株予約権（平成 19 年 3 月期事業年度）
2. 新株予約権の総数： 32 個
3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：
当社普通株式 32,000 株とする。
新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は 1,000 株とする。
なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また上記の他、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。
4. 新株予約権と引換えの金銭の払込：
金銭の払込みを要しない。
なお、取締役の職務の対価となるため、有利発行には該当しません。
5. 新株予約権の割当日： 平成 19 年 7 月 13 日
6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額：
新株予約権の目的となる株式 1 株あたりの払込金額は 1 円とする。
7. 新株予約権を行使することが出来る期間（以下、「行使期間」という。）：
平成 19 年 7 月 14 日から平成 39 年 7 月 13 日まで
8. 新株予約権の行使条件：
(1) 上記の行使期間内であっても新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から 10 日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
(2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は以下の (ア)、(イ)、(ウ) に定める場合、それぞれ

れに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア)新株予約権者が平成39年6月13日までに権利行使開始日を迎えてなかった場合、平成39年6月14日から平成39年7月13日までとする。

(イ)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡退任した日の翌日から3ヶ月間とする。

(3) 新株予約権1個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

9. 新株予約権の取得事由：

新株予約権者が上記8項に定める条件により新株予約権を行使できなくなった場合及び「新株予約権割当契約書」により権利を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

10. 新株予約権証券：

当社は、新株予約権者に対して新株予約権証券の発行を行わない。

11. 新株予約権の譲渡制限：

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項：

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

13. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て：

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

14. 新株予約権原簿の株主名簿管理人の氏名及び住所並びに営業所：

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
東京都中央区八重洲1-2-1

15. 新株予約権の行使に際しての払込み取扱場所：

三井住友銀行株式会社 東京中央支店
東京都中央区日本橋2-7-9

16. 割当対象者： 当社取締役8名に割当てる。

17. その他、本新株予約権の発行に関して必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上